

改正

昭和42年 7 月29日規則第23号

昭和45年 4 月27日規則第16号

昭和46年10月27日規則第65号

昭和49年 4 月20日規則第20号

昭和50年 4 月 1 日規則第29号

昭和51年 4 月28日規則第28号

昭和52年 4 月28日規則第22号

昭和53年 4 月28日規則第20号

昭和54年 4 月28日規則第26号

昭和55年 4 月26日規則第23号

昭和56年 4 月20日規則第23号

昭和56年 8 月 1 日規則第35号

昭和57年 3 月31日規則第29号

昭和58年 4 月28日規則第24号

昭和59年 4 月25日規則第17号

昭和60年 4 月27日規則第12号

昭和62年 4 月28日規則第25号

昭和63年 4 月28日規則第14号

平成元年 4 月28日規則第31号

平成 6 年 4 月26日規則第22号

平成 9 年 4 月23日規則第39号

平成11年 4 月22日規則第36号

平成13年 3 月30日規則第42号

平成14年10月29日規則第62号

平成17年 4 月26日規則第32号

平成18年 3 月28日規則第21号

平成19年 4 月23日規則第35号

平成20年 3 月27日規則第16号

平成23年 3 月25日規則第 4 号

平成25年 3 月28日規則第10号

平成26年 1 月27日規則第 1 号

平成26年 4 月25日規則第29号

令和 6 年11月29日規則第45号

旭川市旭山動物園規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭川市旭山動物園条例（昭和42年旭川市条例第21号。以下「条例」という。）の施行その他動物園の管理について必要な事項を定めるものとする。

(開園期間及び開園時間)

第 2 条 動物園の開園期間及び開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これらを変更することがある。

開園期間	開園時間
4 月 1 日から 4 月 7 日（4 月 8 日又は 9 日が日曜日に当たる場合は、その日）まで及び11月11日から翌年の 3 月31日まで（12月30日から翌年の 1 月 1 日までを除く。）	午前10時30分から午後 3 時30分まで
4 月29日（4 月26日、27日又は28日が土曜日に当たる場合は、その日）から10月15日まで	午前 9 時30分から午後 5 時15分まで
10月16日から11月 3 日まで	午前 9 時30分から午後 4 時30分まで

(パスポート)

第 3 条 市長は、条例別表に規定する 1 年の単独の入園料を徴収したときは当該入園料を納入した者に動物園パスポートを、1 年の共通の入園料及び旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号）別表第 1 に規定する 1 年の共通の観覧料を徴収したときは当該入園料及び観覧料を納入した者に動物園・科学館共通パスポート（以下「共通パスポート」という。）を交付する。

2 前項の規定により動物園パスポートの交付を受けた者及び同項又は旭川市科学館条例施行規則（平成17年旭川市教育委員会規則第 5 号）の規定により共通パスポートの交付を受けた者（以下「パスポート入園者」という。）が入園しようとするときは、動物園パスポート又は共通パスポ

ート（以下「パスポート」という。）を提示するものとする。

- 3 前項の規定によるパスポートの提示がないときは、第1項の規定による動物園パスポートの交付又は同項若しくは旭川市科学館条例施行規則の規定による共通パスポートの交付を受けていないものとみなす。
- 4 パスポート入園者は、パスポートを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 5 パスポートは、再発行しない。

（1泊2日券）

第3条の2 市長は、条例別表に規定する2日の入園料を徴収したときは、当該入園料を納入した者に1泊2日券を交付する。

- 2 前項の規定により1泊2日券の交付を受けた者（以下「1泊2日券入園者」という。）が入園しようとするときは、1泊2日券を提示するものとする。
- 3 前項の規定による1泊2日券の提示がないときは、第1項の規定による1泊2日券の交付を受けていないものとみなす。
- 4 1泊2日券入園者は、1泊2日券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 5 1泊2日券は、再発行しない。

（証明の方法）

第4条 条例別表に規定する市民であることの証明は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示することにより行うものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- （1） 市内に住所を有する者 運転免許証、旅券その他の官公署が発行した書類又はこれらに準ずる書類として市長が別に認めるものであつて、氏名及び住所が記載されたもの
 - （2） 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校及び高等専門学校に在学している者（高等専門学校の場合は3学年までの者） 生徒手帳、学生証その他在学していることを証するものとして市長が別に認めるもの
- 2 条例別表備考第8項に規定する施設に宿泊した者であることの証明は、宿泊先が記載された1泊2日券の提示その他市長が別に定める方法により行うものとする。

（入園料の減免）

第4条の2 条例第5条に規定する入園料の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 市内に居住する70歳以上の者が入園するとき。 免除
- （2） その他市長が特に必要と認めたとき。 減額又は免除

(立入等の制限禁止)

第5条 市長は、動物園の管理上必要と認めたときは、動物園施設の全部又は一部の立ち入り若しくは使用を制限し、又は禁止することがある。

(入園の拒否等)

第6条 条例第4条の規定による入園を拒否し、又は退園を命ずる場合は、次の者に対し行なうものとする。

- (1) 保護者のつかない未就学幼児
- (2) 泥酔者
- (3) 他に害を及ぼすと認められる病人
- (4) 喧騒にわたり、若しくは公序良俗をみだして他に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められる者
- (5) 動物を引きつれ、又は他に迷惑危害を及ぼす恐れのある危険物等を携帯している者
- (6) 棒、石その他のもので動物に危害を加え、又はその恐れのある者
- (7) その他動物園の管理上支障があると認められる者

(弁償)

第7条 市長は、故意又は過失によつて、動物園の施設（動物を含む。）に損傷を与えた者に対し、それを弁償させることがある。

2 前項の弁償の額は、その施設の内容及び損傷の度合いなどによつて、市長がそのつど決定する。

(売店及び広告)

第8条 動物園内の売店の経営又は動物園内に広告を掲示するものは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の承認の基準及び取扱いの要領については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年7月29日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月27日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年10月27日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月29日から適用する。

附 則（昭和49年4月20日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第29号）

この規則は、昭和50年4月27日から施行する。

附 則（昭和51年4月28日規則第28号）

この規則は、昭和51年4月29日から施行する。

附 則（昭和52年4月28日規則第22号）

この規則は、昭和52年4月29日から施行する。

附 則（昭和53年4月28日規則第20号）

この規則は、昭和53年4月29日から施行する。

附 則（昭和54年4月28日規則第26号）

この規則は、昭和54年4月29日から施行する。

附 則（昭和55年4月26日規則第23号）

この規則は、昭和55年4月27日から施行する。

附 則（昭和56年4月20日規則第23号）

この規則は、昭和56年4月29日から施行する。

附 則（昭和56年8月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月31日規則第29号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月28日規則第24号）

この規則は、昭和58年4月29日から施行する。ただし、別表の改正規定中ジェットスクリーコースターに係る部分は、昭和58年7月3日から施行する。

附 則（昭和59年4月25日規則第17号）

この規則は、昭和59年4月29日から施行する。

附 則（昭和60年4月27日規則第12号）

この規則は、昭和60年4月28日から施行する。

附 則（昭和62年4月28日規則第25号）

この規則は、昭和62年4月29日から施行する。

附 則（昭和63年4月28日規則第14号）

この規則は、昭和63年4月29日から施行する。

附 則（平成元年4月28日規則第31号）

この規則は、平成元年4月29日から施行する。

附 則（平成6年4月26日規則第22号）

この規則は、平成6年4月29日から施行する。

附 則（平成9年4月23日規則第39号）

この規則は、平成9年4月27日から施行する。

附 則（平成11年4月22日規則第36号）

この規則は、平成11年4月29日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第42号）

この規則は、平成13年4月29日から施行する。

附 則（平成14年10月29日規則第62号）

この規則は、平成14年11月2日から施行する。

附 則（平成17年4月26日規則第32号）

- 1 この規則は、平成17年4月29日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条第1項から第3項までの改正規定は、同年7月23日から施行する。
- 2 施行日から平成17年7月22日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「条例別表1の1」とあるのは、「旭川市旭山動物園条例の一部を改正する条例（平成17年旭川市条例第18号）附則第2項の表」とする。

附 則（平成18年3月28日規則第21号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月23日規則第35号）

この規則は、平成19年4月28日から施行する。

附 則（平成20年3月27日規則第16号）

この規則は、平成20年4月26日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第4号）

この規則は、平成23年4月29日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、同月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第10号）

この規則は、平成25年4月27日から施行する。

附 則（平成26年 1 月27日規則第 1 号）

この規則は、平成26年 4 月26日から施行する。

附 則（平成26年 4 月25日規則第29号）

この規則は、平成26年 4 月26日から施行する。

附 則（令和 6 年11月29日規則第45号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年12月 2 日（以下「施行日」という。）から施行する。